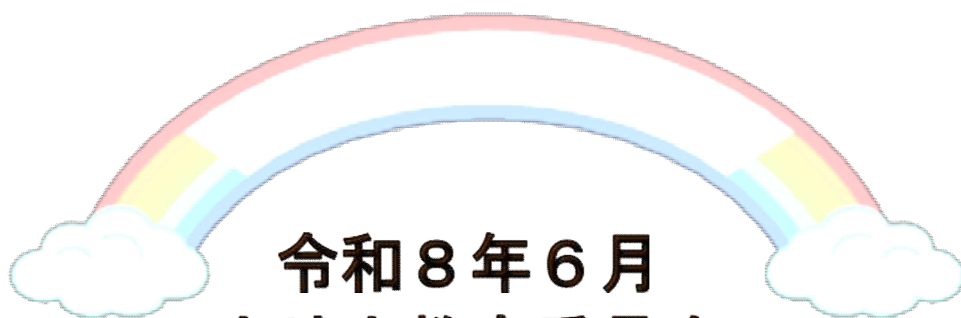


大崎市 地域クラブ活動ガイドライン



令和8年6月
大崎市教育委員会

<目次>

○ はじめに	1
1 ガイドライン策定の趣旨	2
(1) 地域クラブとしての新たな活動のために	
(2) 地域クラブとしての新たな価値観の創出を目指して	
(3) 地域クラブを支える体制構築のために	
2 地域クラブ活動の在り方	
(1) 本市としての考え方	
(2) 基本方針	
(3) 定義	
■ 地域クラブ・地域クラブ等	
■ 地域クラブ活動	3
■ 運営団体	
■ 実施主体	
(4) 「地域クラブ」の 카테고리	
(5) 「地域クラブ」の目標	
3 地域クラブがもたらす効果	4
(1) 生徒への効果	
(2) 教職員への効果	
(3) 地域への効果	
4 地域クラブの要件	
(1) 活動方針の明確化	
(2) 参加者	
(3) 人員体制	
(4) 休養日の設定	5
(5) 活動日及び活動時間	
(6) 地域クラブとしての危機管理（リスクマネジメント）	
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	
(8) 地域との連携・協働	
(9) 推進体制	
5 地域クラブの募集・設立と入会	6
(1) 地域クラブの募集と登録	
(2) 新たな地域クラブの設立	
(3) 「大崎市における地域クラブ一覧」での情報提供	
(4) 地域クラブへの入会	
6 地域クラブの運営	
(1) 指導者	
① 指導に関する専門的な知識・技能	
② 安全管理・コンプライアンス	
③ 地域・関係者との連携及びコミュニケーション	

目次

(2) 教職員の兼職兼業	7
(3) 中体連を含む大会やコンクール等への参加登録	
(4) 活動場所	
(5) 参加のための移動方法	
(6) 個人情報の保護・管理	
(7) 情報発信及び情報提供	
(8) 更新・継続手続き	8
7 地域クラブ活動に関する認定制度	
(1) 趣旨	
(2) 認定地域クラブ活動	
(3) 中体連との関わり	
(4) 本市の現状	
(5) 今後の取り組み	
8 学校との連携	9
(1) 教育的意義の共有	
(2) 学校への情報の提供及び情報共有	
(3) 地域クラブの中体連への参加	
(4) 教職員の地域クラブへの関わり方	
9 市教育委員会の役割	
(1) 地域クラブの確認及び登録管理	
(2) 地域クラブの活動に関わる支援	
(3) 推進協議会、指導者研修会の企画・運営	10
(4) 大崎圏域の自治体との連携	
(5) 各中学校・義務教育学校と地域クラブとの連携	
(6) 高等学校等との連携による地域展開の推進	
(7) 地域クラブ活動に関わる相談窓口	
10 附則	
11 問い合わせ先	
12 参考資料	
■ 大崎市の学校部活動地域展開構想図	11
■ 生徒の放課後・休日の過ごし方についてのリーフレット	12
■ 『大崎市における地域クラブ一覧』（大崎市のホームページ）を見る方法リーフレット	
■ 「大崎市における地域クラブ一覧」リーフレット	13
■ 「大崎市における地域クラブ一覧」登録のためのエントリーシート	14
■ 教職員の兼職兼業に関する資料	16
■ 「土日・祝日の地域クラブ活動指導までのポイント」	17
■ 資料・公式サイト等（国・県・市・関係機関等）	18

〇 はじめに

中学校の学校部活動は、長きにわたって生徒が運動スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒の自主的な参加による活動を通して、責任感・連帯感の涵養や人間関係づくり、自主性の育成に寄与してきました。あわせて、生徒が生涯にわたって運動スポーツ・文化芸術活動などに親しむ態度を育むとともに、充実した学校生活を送る上で、生徒指導面においても大きな役割を果たしてきました。学校部活動は、極めて教育的効果の高い活動であると言えます。

しかしながら、近年、生徒の学校部活動に対するニーズの多様化や、少子化に伴う部活動の種目数や教職員数の減少、専門的な指導力をもった顧問の不足、部活動指導に伴う教員の多忙化など多くの課題が指摘されています。本市においても、現在約3,000名いる中学生が10年後には約2,000名に減少することが予想されています。また、市内の中学校教員に対して行ったアンケートでは、約7割の教員が、できれば休日の部活動指導は遠慮したいと回答しています。

このことから、従来のような仕組みで学校部活動を維持・運営していくことは難しいと言わざるを得ません。

このような状況を考慮し、大崎市教育委員会では、学校部活動に対する国及び県の動向やスポーツ庁・文化庁が示した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」を踏まえ、令和6年4月に「大崎市休日部活動地域移行推進計画」を策定し、部活動改革に取り組んできました。部活動改革の一環として、令和6年度からは、これまで学校ごとに異なっていた学校部活動への加入の仕方を「任意加入制」に統一しました。

本市では、部活動改革をきっかけに「どのような生徒を育成していくのか」という方針や方向性を改めて考える機会と捉えました。学校部活動が任意加入制となったことにより、生徒は放課後や休日の過ごし方を自分で考えて意思決定することになります。生徒自身が家族や学校の先生方等と相談した上で「自分のやりたいことを自分で決める！」ということ部活動改革の中心に据えました。言い換えれば、生徒が活動可能な多種多様な種目の中から、自分のやりたい活動を自分で決めて行うということです。自分で判断して意思決定するという経験や体験は、生徒にとって貴重な学びの場になると期待しています。

そのためには、生徒が活動できる環境をいかに整備したり、充実させることができるかが重要になります。そこで、地域の教育力や教育資源を生かした地域スポーツ・文化関係者や各種団体及びサークル、民間事業者などの支援を受けて、新たな生徒の活動の場となる「地域クラブ」の創設を推進していくこととしました。これまでも様々な地域の関係団体や関係者の皆さんが、それぞれ独自に工夫を凝らして生徒たちの健全育成に尽力されてきております。今後はその経緯を大切にしながら、学校部活動の教育的な意義も含めて、新しい地域クラブの取組を推進していただきたく本ガイドラインを策定するものです。

今後、各地域クラブにおいては、本ガイドラインをご活用いただき、地域クラブの運営や指導に加え、世代間交流や社会貢献、共生社会の意識化、伝統文化の継承や発展など、地域クラブの活動方針、活動内容の充実や発展に役立ててもらうことを祈念いたします。

大崎市教育委員会

1 ガイドライン策定の趣旨

(1) 地域クラブとしての新たな活動のために

本ガイドラインは、大崎市立中学校・義務教育学校の生徒（以下「生徒」とする。）が、やりたい活動を自ら選択し、運動スポーツ・文化芸術活動をはじめ、多種多様な体験機会を確保することを目指して策定する。これまでの学校部活動に加え、社会教育活動として地域で展開する様々な活動を通して生徒の健全育成が図れるようにするための、本市の考え方や取り組みを示す。なお、本ガイドラインは実情に合わせて適宜見直しをする。

(2) 地域クラブとしての新たな価値観の創出を目指して

学校部活動への所属の有無に関わらず、地域クラブへの参加を希望するすべての生徒が自分がやりたい、またはやってみたい活動ができる環境づくりを目指す。これまで学校部活動が担ってきた教育的な役割や意義を継承・発展させつつ、地域での多種多様な体験や中学生同士だけでなく様々な世代の人たちとの豊かな交流など、学校部活動では得られない新たな価値の創出を目指し、地域の活性化にもつなげていくものである。

(3) 地域クラブを支える体制構築のために

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下に、学校、家庭、地域及び行政が一体となって生徒の放課後や休日の新たな活動環境を整備していく。そのために、大崎市教育委員会（以下「市教育委員会」とする。）は、県や関係団体及び関係者と連携・協力し地域クラブの円滑な運営のために、学校を含めた地域全体と協働で支援する体制を構築する。本ガイドラインに基づく地域クラブの取組状況において、定期的にフォローアップや各種サポートを行う。

2 地域クラブ活動の在り方

(1) 本市としての考え方

本市の生徒が放課後や休日の時間を活用し、主体的に自分のやりたい活動ができるように、生徒が参加することが可能な運動スポーツ・文化芸術活動、社会教育活動、社会奉仕活動など多種多様な活動環境を「地域クラブ」として整備する。

(2) 基本方針

本市における地域クラブの活動は、以下の3点を基本方針とする。

- ① 生徒が多種多様な活動を選択し、一人ひとりのニーズに応じた参加ができる。
- ② 生徒が「やりたい活動」を選択できる活動環境を整備する。
- ③ 生徒が生涯スポーツ・生涯学習の一環として、持続可能な体験活動ができる。

(3) 定義

■ 地域クラブ・地域クラブ等

- ・ 本市では、これまでの学校部活動に代わって放課後や休日に生徒が指導を受けられたり、主催者や大人と共に活動したりすることのできる団体を「地域クラブ」と定義する。
- ・ 地域クラブは、社会教育活動として、学校と地域の連携・協働により、生徒の健全育成に寄与する。
- ・ 社会教育活動の一環として、生徒の活動が可能である地域の教育力や教育資源を活用した多種多様な団体や教室、サークルなど一切を含めて「地域クラブ等」と定義する。

■ 地域クラブ活動

本市で定める地域クラブ活動とは、中学校または義務教育学校で行われている学校部活動とは別に、学校外の一般社会人が指導者や主催者、代表者となることを基本とし、参加を希望する生徒を対象として、多種多様な活動を実施する。地域クラブ活動の形態は当分の間統一しない。

■ 運営団体

各地域クラブ活動を統括する団体を言う。運営団体と実施主体が同じ場合もありえる。

■ 実施主体

個別の地域クラブ活動を実際に行う主体を言う。

(4) 「地域クラブ」のカテゴリー

地域クラブには、活動種目をはじめ活動方針や活動内容などによって多種多様な団体が存在するが、本市では以下のようなカテゴリーに分類し、「大崎市における地域クラブ一覧」として公表する。

- 運動スポーツ系地域クラブ
(例) スポーツ少年団として活動する団体等
- 文化系地域クラブ
(例) 音楽、芸術活動を行う団体やサークル、伝統芸能や郷土芸能等
- 高校と市教育委員会が連携した地域クラブ
(例) 古川工業高校との連携事業「地域展開 古川工業高校にGO！」等
- 社会スポーツ団体として活動する地域クラブ
(例) 体育協会加盟団体、市民団体、アマチュア団体等
- 社会教育団体として活動する地域クラブ
(例) 文化協会加盟団体、市民団体、アマチュア団体等
- 公民館活動としての地域クラブ
(例) 生徒の参加が可能な各種教室やサークル等
- 社会奉仕団体・ボランティア活動団体としての地域クラブ
(例) ジュニアリーダー、各種ボランティア団体等
- 民間企業が運営する各種スポーツクラブとしての地域クラブ
(例) 水泳、ダンス、アーバンスポーツ等
- クラブチームとして活動する地域クラブ
(例) シニアリーグチーム、ボーイズリーグチーム、サッカークラブチーム等
- 市教育委員会が適切と認める地域クラブ
(例) 上記のカテゴリーに属さない団体やサークル等

(5) 「地域クラブ活動」の目的

本市における地域クラブの活動の目的として、以下の3点を基本とする。

- ① 「チャンピオン」
勝利や成績向上を主な目的としての活動を目指す団体
- ② 「エンジョイ」
勝敗にこだわることではなく、楽しむことを主な目的としての活動を目指す団体
- ③ 「スキルアップ」
技能や技術の向上を主な目的としての活動を目指す団体

※ 地域クラブの運営方針や活動内容によっては、活動の目的が重複する場合もある。

3 地域クラブがもたらす効果

(1) 生徒への効果

- ・ これまで希望する部活動に参加できなかった生徒は、自分の意志で活動できるようになる。
- ・ 専門的な知識や技術を有した指導者の指導を受けることができる。
- ・ 校内の生徒だけでなく、他校の生徒や多世代との交流を通して、人格形成に寄与することができる。
- ・ 部員数の減少によって活動できなくなった種目が継続できたり、学校部活動になかった種目が選択できたりなど、活動の選択肢の幅が広がる。
- ・ 「チャンピオン」、「エンジョイ」、「スキルアップ」など、生徒個々の目的に応じた活動を選択できる。

(2) 教職員への効果

- ・ 教職員が自分の意志で指導に関わることを選択することができる。
- ・ 地域クラブでの指導を希望する教職員は、兼職兼業で指導に従事することにより、対価を受けながら専門性を生かした社会教育活動や地域貢献活動を行うこともできる。
- ・ 地域クラブによる活動が推進されることにより、学校の業務改善や教職員の業務負担軽減など働き方改革にもつながる。

(3) 地域への効果

- ・ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」ことがより推進され、地域全体で生徒に関わることにより、地域の活性化につながる。
- ・ 多世代が交流する活動を通して、新たな人間関係づくりが推進される。
- ・ 既存の学校施設や社会教育施設などを積極的に活用することにつながる。
- ・ 地域で育った生徒が、将来的に地域の指導者やリーダーとして活躍するといった好循環につながる。

4 地域クラブの要件

(1) 活動方針の明確化

- ・ それぞれの地域クラブの実態に応じた活動の方針や目的を明確にし、生徒や保護者などに公表する。
- ・ 生徒や保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すために活動方針や運営規約を定め、入会前に生徒や保護者の理解を十分に得ることとする。
- ・ 特に運動スポーツ団体においては、生徒のニーズが多様であることを踏まえながら、勝利至上主義に傾倒することがないように配慮する。

(2) 参加者

- ・ すべての生徒を対象とする。学校部活動に所属している生徒に限らず、所属していない生徒も参加対象とする。
- ・ 所属する学校部活動とは異なる競技・種目の地域クラブへも参加できるものとする。
- ・ 大崎市外の中学生の受け入れについては、各地域クラブの判断とする。
- ・ 実際の活動においては、上記の参加者に加え、以前から団体で活動している方や中学生以外の様々な年代の方々とともに活動する場合もある。

(3) 人員体制

- ・ 最低1名の代表者を配置する。各団体の実情に応じて、指導者や代表者などの役職は兼ねることができる。
- ・ 種目によっては、必要な指導者数や指導者資格を有する者を配置する。

(4) 休養日の設定

- ・ 原則、週あたり2日以上の休養日を設けることとする（平日1日以上、休日1日以上を目安とする）。
- ・ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるようにある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・ 大会等への参加で休養日を設定できなかった場合は、休養日を他の日に振り替える。

(5) 活動日及び活動時間

- ・ 活動日は、平日の放課後の時間（夜間も含む）及び休日とし、学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにする。
- ・ 活動時間は、原則、平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。（準備や片付けを除く）
- ・ 週や月によっては、大会前の準備のために活動日や活動時間が増えることが想定される場合は、上記にはあてはまらないものとするが、生徒の心身の健康状況を十分に配慮する。

(6) 地域クラブとしての危機管理（リスクマネジメント）

- ・ 活動時の事故や不測の事態に備え、活動時には医療機関をはじめとした各種関係機関や参加者の緊急連絡先を把握し、安全管理上の連絡体制を整えることとする。
- ・ 事故発生時に、迅速かつ適切な対応を行うことができるように緊急時対応計画を策定することとする。
- ・ 暑さ対策として、熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、活動を中止しなければならない。（※ 参考資料参照）
- ・ 生徒や指導者は、原則として傷害保険や賠償責任保険に加入し、加入や参加にあたっては、保護者の承諾を得ることとする。
- ・ 市教育委員会は、組織としてのガバナンスの必要性を示し、スポーツ庁が示すガバナンスコードに関連する運営団体や実施主体に対して周知する。（※ 参考資料参照）

(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ・ 会費などの徴収にあたっては、生徒や保護者、地域住民などの理解を得つつ、活動の維持・運営で可能な限り低廉な会費を設定するものとする。
- ・ 会費を徴収する地域クラブは、組織運営に透明性を確保するため会計処理の内容を保護者及び関係者に報告するとともに、情報開示を適切に行うものとする。
- ・ 有料民間スポーツクラブなどは、団体の規約によるものとする。

(8) 地域との連携・協働

- ・ 地域クラブにおける活動状況や実績などの情報は、生徒の所属校や市教育委員会に対して適時情報提供を行うこととする。
- ・ 大崎圏域において実施する地域クラブに参加することができるようにするために、近隣の自治体と連携し、相互利用の環境を整備する。

(9) 推進体制

- ・ 令和8年度より当面は、市教育委員会生涯学習課学校部活動地域展開推進室（以下「推進室」とする。）が地域クラブの事務局的な役割を担い、地域クラブ活動を推進していくための環境整備全般の業務を行う。
- ・ 推進室は、運営団体や実施主体となるスポーツ・文化芸術団体、公民館、体育協会、各地域クラブ、学校をはじめとする関係団体等との連携を図り、円滑な運営が図れるように努めるとともに、地域クラブに係る事務的な業務を担当する。

5 地域クラブの募集・設立と入会

(1) 地域クラブの募集と登録

- ・ 市教育委員会が生徒や保護者に地域クラブを一覧として提示する「大崎市における地域クラブ一覧」に掲載を希望する団体は、「地域クラブエントリーシート」に必要な事項を記入し、推進室へ提出する。(※ 参考資料参照)
- ・ 推進室は、申請のあった団体代表者と連絡を取ってヒアリングを行い了承を得た上で、「大崎市における地域クラブ一覧」に必要な情報を掲載する。

(2) 新たな地域クラブの設立

新たに地域クラブを設立する場合は、本ガイドラインに基づくことを前提とする。ただし、それぞれのカテゴリーや種目、活動内容によって団体の活動方針や運営方法が一律でないため、地域クラブとして申請を希望する場合は、推進室へ相談をする。

(3) 「大崎市における地域クラブ一覧」での情報提供

- ・ 「大崎市における地域クラブ一覧」は、大崎市公式ウェブサイト内に掲載する。生徒や保護者は、タブレットなどを活用して閲覧し、必要な情報の収集を行う。
- ・ 小学生やその保護者から、必要に応じて情報収集を行い、中学校との円滑な接続が図れるように努める。
- ・ 新たな情報提供の申し込みや、諸般の事情によりリストからの削除を希望する場合は随時推進室で受け付ける。

(4) 地域クラブへの入会

- ・ 地域クラブへの入会を希望する生徒は、「大崎市における地域クラブ一覧」で提供される情報を参考に、学校の先生や保護者と相談し、直接希望する地域クラブに連絡をする。
- ・ 正式な入会に際しては、保護者の承諾を必要とする。

6 地域クラブの運営

(1) 指導者

地域クラブの指導者にとって何よりも必要なのは、生徒の健全育成に関わったり、見守ったりするという強い意識と心構えである。活動内容によっては、専門的な指導技術、安全管理や地域連携、運営能力など多岐にわたる知識や資質が求められる(指導者として押さえておきたい点を以下にまとめる)。

① 指導に関する専門的な知識・技能

- ・ 科学的な根拠に基づいた専門的な指導方法を習得し、生徒の個々の能力を効果的に引き出せるようにする。
- ・ 生徒の発達段階に応じた指導や心身の健康管理、適切な休養の与え方を踏まえる。
- ・ 指導する種目や分野によっては、公認指導者資格を取得することが望ましい。

② 安全管理・コンプライアンス

- ・ 事故を未然に防ぐことを意識し、万一の場合に備えた危機管理体制を備えておく。
- ・ 体罰や暴言、ハラスメントは、参加する生徒の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合にも絶対に許されないことであるとの認識を持ち、生徒が安心して活動できる環境づくりを意識する。
- ・ 事故発生時の対応や連絡体制等について明確にしておく。

③ 地域・関係者との連携及びコミュニケーション

- ・ 学校部活動と連携しながら活動する場合は、顧問と指導者間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報を共有し合う。学校部活動に直接関わりのない地域クラブにおいても、必要に応じて学校に情報を提供する。

- ・ 地域クラブの入会にあたって、運営団体や実施主体は、生徒や保護者に対する説明を丁寧に行い、保護者の承諾を得る。

(2) 教職員の兼職兼業

- ・ 教職員が指導者として兼職兼業の届出を行い、地域クラブの活動に従事することが可能である。兼職兼業を希望する教職員は、報酬を受けて業務に従事することになるため、所属長である校長への相談・了承の上、市教育委員会の兼職兼業の許可を得て業務に従事することとする。(※ 参考資料参照)
- ・ 地域クラブが教職員を指導者として雇用する場合は、居住地の変更や人事異動、退職等があっても当該教職員の意向を踏まえ、安定的・継続的に指導者が確保できるように努める。
- ・ 兼職兼業の届出を行って地域クラブに従事する場合、年間で一定金額以上の所得（年間200,000円）を越える場合は、確定申告が必要となるので留意する。
- ・ 教職員の兼職兼業については、県ガイドライン第3版を遵守する。(県ガイドラインP41 1 3)

(3) 中体連を含む大会やコンクール等への参加登録

- ・ 生徒が大会やコンクール等に参加する場合は、参加の資格要件等（参加対象や登録の必要性、保険への加入等）を十分に確認し、以下の点について留意する。
 - ◇ 各競技連盟主催の大会参加を目指す地域クラブは、必要に応じて各競技団体や各連盟等への登録や加盟が求められることに留意する。
 - ◇ 中体連が主催する大会参加を目指す地域クラブは、宮城県中学校体育連盟への申請事務手続きが必要となる。それぞれの競技種目によって申請要件等が異なるので、事前に宮城県中学校体育連盟ホームページで確認する。(※ 参考資料参照)
 - ◇ 地域クラブとして大会に参加する場合は、大会役員や審判等、大会運営スタッフとして関わることを求められることに留意する。

(4) 活動場所

- ・ 活動場所は、学校施設や公共の文化芸術施設、社会教育施設、地域団体や民間事業者等が所有する利用可能な全ての施設とする。
- ・ 市内のほとんどの学校施設は、学校開放を実施しており一般市民が活用している。施設によってはかなり混み合っている施設もあり、地域クラブの参入によりさらに拍車がかかることも想定される。市教育委員会は、一般開放と地域クラブの双方のニーズを踏まえた効果的な施設の活用方法を検討する。

(5) 参加のための移動方法

地域クラブ活動では、遠方からの参加も想定されるため、参加者とその保護者は自転車や公共交通機関、保護者による送迎など、どのような移動方法を用いて参加するか十分に検討することとする。自転車を使用する場合は、保険加入をするとともに、所属する学校で定められているルールを遵守する。

(6) 個人情報の保護・管理

- ・ 地域クラブは、参加する生徒の個人情報の取り扱いや適正な管理を行うこととする。
- ・ 推進室は、地域クラブの登録手続き等で記載された内容については、「大崎市における地域クラブ一覧」による情報提供を目的とするため、関係者の同意を得た上で掲載することとし、それ以外には使用しない。

(7) 情報発信及び情報提供

地域クラブの活動の様子や情報は、推進室で集約し、大崎市公式ウェブサイトにて情報発信する。必要に応じて、地域展開担当者会議や校長会議等を通して学校との情報共有を図る。

(8) 更新・継続手続き

- ・ 年度末には、推進室よりクラブの継続に関する意思確認を行う。
- ・ 3年ごとに更新の手続きとして、「エントリーシート」を推進室に提出する。

7 地域クラブ活動に関する認定制度（国や県の方針）

(1) 趣旨

国のガイドラインを受け、令和8年4月に宮城県教育委員会より発出された「学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン第3版」において、新たに地域クラブ活動に関する認定制度が提唱された。

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主な目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等の観点から、国のガイドラインで示される認定要件及び認定手続き等に基づき、市町村等において地域クラブの認定を行う仕組みを構築することを求めている。

(2) 認定地域クラブ活動

上記の趣旨に基づき所定の認定手続きを行い、自治体が審査を行った上で認定された活動を「認定地域クラブ活動」と呼称する。

(3) 中体連との関わり

① 自治体が「認定地域クラブ活動」を実施した場合

- ・ 国のガイドラインで示される認定要件及び認定手続き等に基づき、市町村等において「認定地域クラブ」と認められれば、日本中体連の競技部ごとの細則は適用されず、中体連大会への出場が可能となる。
- ・ 認定を受けないで独自の活動を希望する地域クラブは、中体連大会へは出場できない。ただし、自治体における「地域クラブ活動における認定制度」の開始日から2年間は猶予期間とされ、所定の手続きを経て中体連大会への出場が可能となる。

② 自治体が「認定地域クラブ活動」を実施しない場合

- ・ これまで通り中体連参加資格の条件を満たし、日本中体連の競技部ごとの細則をクリアすれば、中体連大会への出場が可能となる。
- ・ 現状の日本中体連の競技部ごとの細則による特例の中体連大会への出場は、やがて終了となる可能性がある。

(4) 本市の現状

- ・ 本市では上記(1)趣旨に基づく地域クラブの認定制度は実施していない。部活動改革の地域展開に理解を示し、社会教育活動として放課後や休日に生徒を受け入れて活動してもらえ、多種多様なクラブ、団体、サークル及び公民館活動の教室等を含めて「大崎市における地域クラブ一覧」に掲載している。
- ・ 「大崎市における地域クラブ一覧」への掲載にあたっては、登録を希望する団体は「エントリーシート」に必要事項を記入した上で提出してもらい、ヒアリングを行った上で決定している。

(5) 今後の取り組み

- ・ 本市の現状を踏まえながら、国や県の動向を注視し中体連大会への出場を希望する地域クラブに不利益等が生じることがないように、2年間の猶予期間を考慮し、県の指導・助言を仰ぎながら「認定地域クラブ活動」の制度設計を検討していく。
 - 「認定地域クラブ活動」の要綱作成や具体的な手続き方法の検討
 - 地域クラブ関係者への趣旨の説明及び周知や相談の実施
 - 申請手続きや本市による審査方法、活動状況の把握の検討

8 学校との連携

(1) 教育的意義の共有

地域クラブ活動では、それぞれのカテゴリーに応じて、これまで学校部活動が担ってきた教育的な意義を活動方針と照らし合わせながら、継承・発展させていくことが大切である。学校、家庭、地域と相互に連携し合い、教育的な意義や機能を一層高めていくことが求められる。

(2) 学校への情報提供及び情報共有

地域クラブ側から積極的に生徒が所属する在籍校へ情報を伝え、必要に応じて進捗状況を報告するなどして学校との信頼関係の構築を図る。特に、生徒指導上の問題が発生した場合は、必要に応じて推進室や学校と連絡を取り合い連携しながら課題解決にあたる。学校側の担当窓口を確認しておく。

(3) 地域クラブの中体連への参加

- ・ 地域クラブとして中体連に参加する場合は、宮城県中学校体育連盟が定める手続きが必要となる。詳しい事務手続き内容や参加方法は、「宮城県中学校体育連盟公式ホームページ」で確認する。その際は、所属する生徒の在籍校にも十分な説明を行い、了承を得るための話し合いを行う。
- ・ 学校が関与する大会への出場となるため、学校または地域クラブのいずれからも出場が可能な生徒については、生徒の意志が尊重されるように、生徒、保護者、学校との間で共通認識を持つことが不可欠である。

※ 7頁「6 地域クラブの運営 (3) 中体連を含む大会やコンクールへの参加登録」を参照。

(4) 教職員の地域クラブへの関わり方

教職員が地域の一員としてボランティア（無償・実費弁償のみ）で地域クラブに関わる場合は、特に許可は不要である。兼職兼業で謝礼等を受け取る場合や自治体から委託される場合は、学校長及び市教育委員会の許可が必要となる。兼職兼業の許可を得た場合でも、学校の勤務時間管理や事故への備え、事故発生時の責任の明確化など、教職員の立場と地域クラブの業務の区別を明確にすることが必要である。

※ 7頁「6 地域クラブの運営 (2) 教員の兼職兼業」を参照。

9 市教育委員会の役割

(1) 地域クラブの確認及び登録管理

- ・ 推進室は、地域クラブ活動の運営団体や実施主体の把握を行い、必要に応じて面談やヒアリングを行って地域クラブとしての確認と登録を行う。
- ・ 推進室は、確認した地域クラブの登録を行った上で、「大崎市における地域クラブ一覧」に掲載し、生徒や保護者がタブレットを通して情報収集できるよう環境整備を行う。

(2) 地域クラブの活動に関わる支援

- ・ 推進室は、地域クラブ活動の様子を把握して広く情報発信し、地域展開の理解を深めるとともに、関係団体や関係者との意見交換や説明会を継続して行う。
- ・ 推進室は、新たに地域クラブを立ち上げようとする運営団体や関係者からの相談を受け付け、設立に向けた支援を行う。
- ・ 市教育委員会は、地域クラブの活動が円滑に行えるよう、学校施設や社会教育施設等の効果的な活用の仕方について検討する。

(3) 推進協議会、指導者研修会の企画・運営

- ・ 市教育委員会は、「大崎市休日の部活動地域展開推進協議会」を開催し、効果的な地域展開の在り方や地域クラブ活動の在り方について検討する。
- ・ 市教育委員会は、地域クラブで活動する指導者や関係者の資質向上やスキルアップを目的とした研修会を定期的に行う。

(4) 大崎圏域の自治体との連携

市教育委員会は、大崎圏域1市4町（加美町、色麻町、美里町、涌谷町）の学校部活動地域展開担当者を対象とした担当者会議を必要に応じて開催し、それぞれの市町の進捗状況の把握や情報交換、大崎圏域として生徒が参加できる地域クラブの創出等についての話し合いを行う。

(5) 各中学校・義務教育学校と地域クラブとの連携

- ・ 市教育委員会は、地域クラブでの指導を希望する教職員が、円滑に兼職兼業ができるような手続きや許可基準を示す。その場合は、教職員の意思を尊重し、校務の負担にならないように所属長と連絡調整にあたる。
- ・ 推進室は、学校と地域クラブのコーディネーター的な立場として、校長会議や学校部活動地域展開校内担当者会議の場で必要な情報を発信し、部活動の地域展開を推進していく。
- ・ 推進室は、学校の求めに応じて、教職員、生徒及び保護者、地域住民などに対して部活動の地域展開についての説明を行う。

(6) 高等学校等との連携による地域展開の推進

- ・ 推進室は、宮城県古川工業高等学校との覚書締結に基づき、連携事業である「地域展開 古川工業高校にGO！」の持続可能な活動体制を構築するための取組を推進し、令和8年度からの完全実施を目指す。
- ・ 推進室は、学校法人古川学園古川学園高等学校や宮城県加美農業高等学校主催の地域クラブとも連携して、地域展開を推進する。必要に応じて大崎圏域の高等学校との連携による地域展開を推進する。

(7) 地域クラブ活動に関わる相談窓口

- ・ 推進室は、地域クラブ活動に関わる関係者の相談窓口となる。

10 附則

本ガイドラインは、令和8年6月1日より施行する。

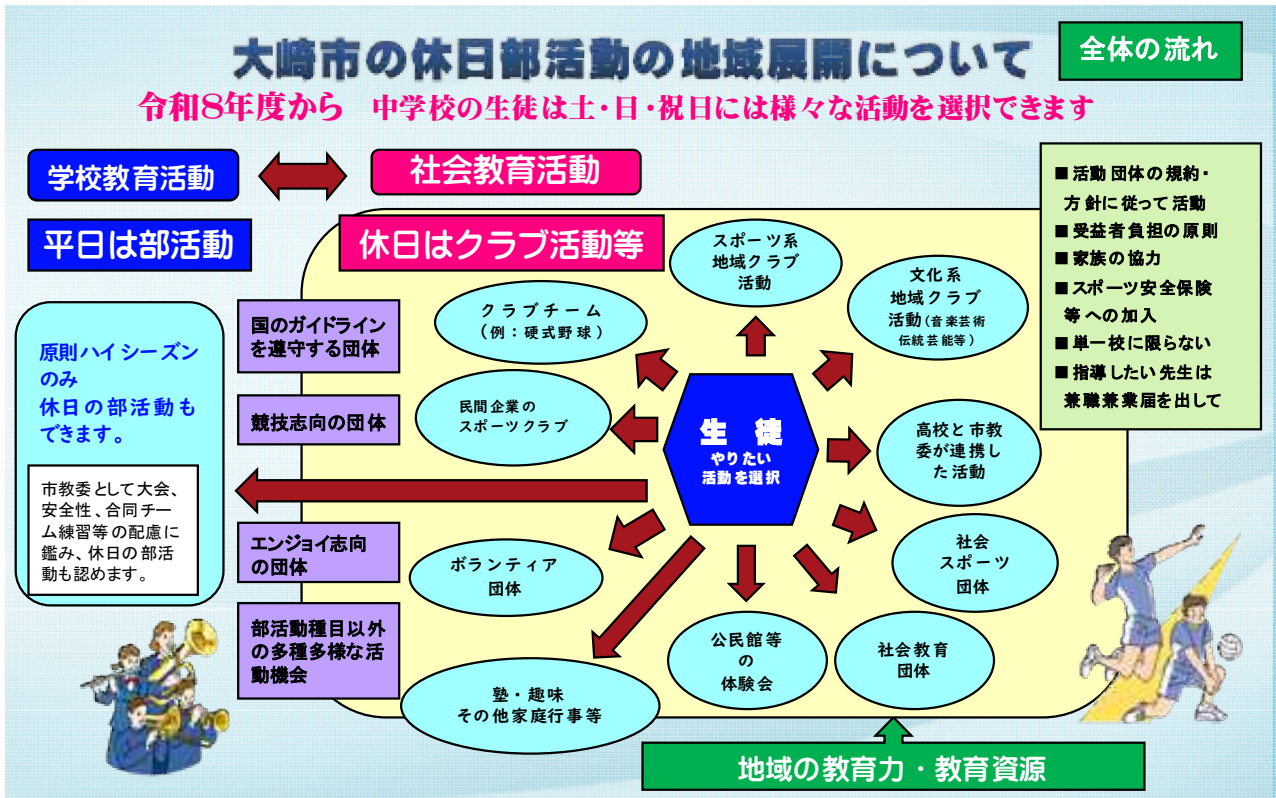
11 問い合わせ先

〒 989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号
大崎市教育委員会生涯学習課学校部活動地域展開推進室
TEL : 0 2 2 9 - 2 3 - 2 2 1 3 (内線 : 3 8 5 8)
E-mail ed-shogaku@city.osaki.miyagi.jp



12 参考資料

■ 大崎市の学校部活動地域展開構想図



■ 生徒の放課後・休日の過ごし方についてのリーフレット

大崎市立中学校・義務教育学校生徒
放課後・休日の過ごし方について基本的な4パターンを紹介します！

(注) 大崎市では、部活動は任意加入制を導入しているため、年度始めから開始する場合やハイシーズン終了後から開始する場合等があります。

Aさんの場合・・・学校の部活動に加入する・休日は地域クラブに加入する

月	火	水	木	金	土(又は日)	日(又は土)
学校の部活動	学校の部活動	※部活動休み (余暇時間)	学校の部活動	学校の部活動	地域クラブ活動	※地域クラブ 活動休み (余暇時間)

※平日は少なくとも1日、土・日は少なくとも1日以上を休養日とする。(休養日は余暇時間)

原則ハイシーズンのみ部活動も可

Bさんの場合・・・学校の部活動に加入する・休日は地域クラブに加入しない

月	火	水	木	金	土	日
学校の部活動	学校の部活動	※部活動休み (余暇時間)	学校の部活動	学校の部活動	余暇時間 (塾・趣味等)	余暇時間 (塾・趣味等)

※平日は少なくとも1日、土・日は少なくとも1日以上を休養日とする。(休養日は余暇時間)

原則ハイシーズンのみ部活動も可

Cさんの場合・・・学校の部活動には加入しない・地域クラブに加入する

月	火	水	木	金	土	日
地域クラブ活動：活動日は各地域クラブにより異なる。 ※平日は少なくとも1日、土・日は少なくとも1日以上を休養日とする。(休養日は余暇時間)						

Dさんの場合・・・学校の部活動も地域クラブも加入しない

月	火	水	木	金	土	日
余暇時間(塾・趣味・ボランティア活動・家族と過ごす・自主学习・身体を休めるなど)						

※ 加入する部活動や地域クラブによって活動日時、休養日は異なります。

■ 『大崎市における地域クラブ一覧』(大崎市のホームページ) を見る方法リーフレット

『大崎市における地域クラブ一覧』(大崎市のホームページ) を見る方法

- 別紙リーフレットの中の「二次元コード」をタブレットで読み込もう！
- 大崎市のホームページにつながるよ！興味のある種目・種類が見つかったら、種目・種類の下にある一覧表のリンク先をクリックして、詳細を確認しよう！
- 詳細情報の一覧表(PDFファイル)が表示されるよ！活動内容などをよく確認しよう！
- やってみたい種目・種類が見つかったら…家族や先生に相談して、各地域クラブへ問い合わせ(申し込み)しよう！

※「部活動」も「地域クラブ活動」も参加は任意(自由)です。放課後や休日は、趣味の時間に使ったり、家族と過ごしたりすることも活動の一つです。

※PDFファイルを開くには、①戻す「<」が②このタブ部分

①戻す「<」をクリックするか ②PDFファイルのタブ「*」をクリックすると②の画面に戻るよ！

■ 「大崎市における地域クラブ一覧」リーフレット

令和8年度大崎市立中学校・義務教育学校の生徒の皆さんへ

令和8年度から大崎市立の中学校・義務教育学校では、ハイシーズンを除き、土日・祝日の部活動は原則行いません。

生徒の皆さんにできた余暇(よか)時間を使って楽しく活動できる、バリエーションのある地域クラブをまとめた「大崎市における地域クラブ一覧」が大崎市ホームページで見られます。(「地域展開 古川工業高校にGO!」は後日チラシをお渡しします。)

さあ！休日は地域クラブに入会して活動し、様々な人と楽しく交流しながら、心も体も大きく成長しよう！

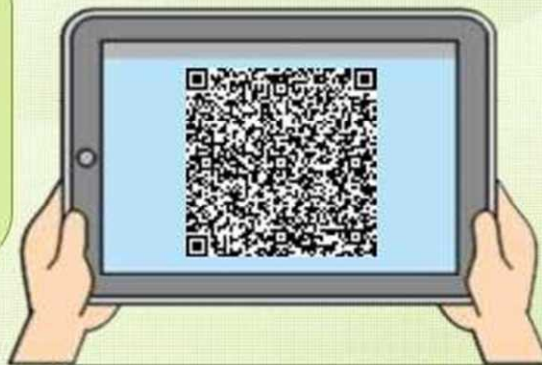
自分で考え 自分で選ぶ, 連絡・入会・退会



『大崎市における地域クラブ一覧』

を見ながら、選びましょう。

「ミスマッチを防ぐために」
まず、地域クラブの目的や方針、内容をしっかりと知ることが大切です！その後、電話やメール等で方針を確認しましょう。



皆さんが学校から借りているタブレットで左の二次元コードを読み取ると見ることができます。



【わからないことがあった時の問い合わせ先】

大崎市教育委員会 生涯学習課 学校部活動地域展開推進室

TEL:0229-23-2213

e-mail: ed-shogaku@city.osaki.miyagi.jp

■ 「大崎市における地域クラブ一覧」登録のためのエントリーシート

地域クラブ エントリーシート

大崎市教育長 あて

(申請者)

地域団体名	〇〇クラブ・サークル	種目	野球/将棋/美術etc
公式サイト	city.osaki.miyagi.jp/shisei/shiseijoho/shogaigakushu/8579.html (ない場合は記載不要)		
公式SNS	https://www.●● (ない場合は記載不要)		
代表者	住所	〒 689-6188	大崎市古川七日町●-●
	職・名前	代表 大崎 太郎	電話番号 0229-23-2213
	メールアドレス	ed-shogaku@city.osaki.miyagi.jp (ない場合は記載不要)	
担当者 (問合せ先)	← 代表者と同じ場合は✓を記載し、名前等は記載不要		
	名前	・代表者と違う場合は記載	電話番号 ・代表者と違う場合は記載
	メールアドレス	・代表者と違う場合は記載	

1. 団体概要

活動方針	<ul style="list-style-type: none"> 例1 (運動系) : 競技を通して大崎市の中学生の健全育成を図るとともに、レベルに応じた指導を行っている。 例2 (文化系) : 小学生から一般・高齢者まで世代を通じて交流を深めながら活動しています。
活動場所	例 : 〇〇中学校グラウンド・△△体育館
活動時間	<ul style="list-style-type: none"> 活動日 : 毎週 火・木・土曜日 活動時間 : 平日 (火・木) 17:00~20:00 休日 (土) 9:00~12:00
対象者数	<ul style="list-style-type: none"> 例1 (運動系) : 〇〇地域内の中学校生徒 定員00人 (経験問わず) 例2 (文化系) : 〇〇地域内の小学生以上 定員00人 (興味のある方ならどなたでもOK)
活動費用	<ul style="list-style-type: none"> 例1 : 月会費 : 3,000円 (初月5,000円保険代含む) 別途ユニホーム・練習着代徴収有 例2 : 年会費 : 15,000円 (保険代・用具代含む)
会計管理	<ul style="list-style-type: none"> 例 : 会計担当者の他、保護者より監事を選出して会計書類について点検を受ける。(受けている。) 総会を開催して、予算と決算を保護者と関係者に公表する。(している。)
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 例 : メッセージアプリを利用し、保護者全員を登録することにより、緊急時でも連絡が取れるようにしておく。 また、団体で傷害保険に加入し、生徒の在籍校との連絡・調整を定期的に行う。
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 例 : 活動開始前後にミーティングを行い、体調確認を実施する。 活動開始前に施設や使用する道具の安全確認を実施する。 指導者研修会に参加して、指導者としての質の向上を図る。

2. 人員体制

	名前		経歴・資格等 ア～オより選択			
	居住地		職業（学生の場合は「学生」）		報酬（有の場合は時給換算値）	
指導責任者	○○ ○○		ア 学校教職員・部活動指導員・ <u>学校部活動の外部指導者</u> として学校部活動の指導経験がある			
	居住地	大崎市	職業	自営業	報酬	*, ***円
指導者	△△ △△		ア <u>学校教職員</u> ・部活動指導員・学校部活動の外部指導者として学校部活動の指導経験がある			
	居住地	栗原市	職業	教職員	報酬	なし
	□□ □□		イ 学校部活動または <u>地域クラブ等</u> において、児童生徒に対し指導しようとする種目の指導経験がある			
	居住地	大崎市	職業	公務員	報酬	なし
	◇◇ ◇◇		イ <u>学校部活動</u> または地域クラブ等において、児童生徒に対し指導しようとする種目の指導経験がある			
	居住地	大崎市	職業	大学生	報酬	なし

※ 指導者の欄が不足する場合は、行を追加してください。

【経歴・資格等】

- ア 学校教職員・部活動指導員・学校部活動の外部指導者として学校部活動の指導経験がある
- イ 学校部活動または地域クラブ等において、児童生徒に対し指導しようとする種目の指導経験がある
- ウ 日本スポーツ協会の公認指導員資格を有する
- エ 指導しようとする種目に係る中央競技団体、もしくはそれに準じた団体が認定する指導資格を有する
- オ 種目の競技経験、活動経験が3年以上ある

※ 応募書類の記載ありがとうございました。記述欄は調整していただいてもかまいません。

※ 提出先：大崎市役所本庁舎3階 大崎市教育委員会生涯学習課学校部活動地域展開推進室
メールアドレス ed-shogaku@city.osaki.miyagi.jp

※ 応募書類の受付後、面談が必要になる場合は代表者の方にご連絡いたします。

※ 提出書類は返却しませんので、必ずコピーを保持してください。

■ 教職員の兼職兼業に関する資料

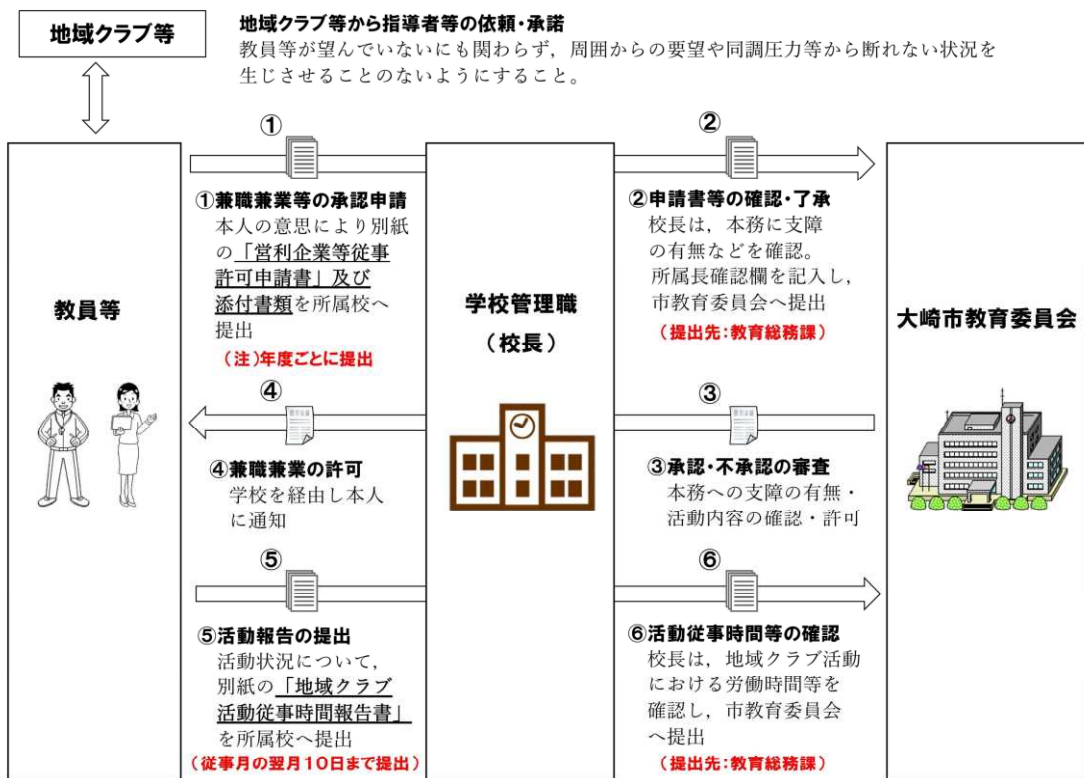
大崎市における教職員が休日の地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について

- ・教育公務員特例法第 17 条（兼職及び他の事業等の従事）
- ・地方公務員法第 38 条（営利企業への従事制限）

本市では、令和 8 年度から休日の部活動の地域展開が始まります。

部活動の地域展開に伴う休日の活動は、部活動の延長ではなく学校教育外の活動、いわゆる地域クラブ活動（社会教育活動）となり、教職員が休日に地域クラブ活動で報酬等を受けて指導する場合は、学校の教員としてではなく、地域の一指導者として指導に関わることとなります。そのため、事前に学校長へ相談・了承のうえ、以下のとおり兼職兼業等の承認の手続きが必要となりますので、ご留意願います。

■ 兼職兼業の許可の流れ



■ 兼職兼業の許可のポイント

- 休日における地域クラブ活動への従事については、教員本人の意思であること。
- 本来の公務の遂行・学校運営に支障がないこと。
- 本人の心身の健康状態に支障がないこと。
- 在校等時間と地域団体等における従事時間の合計から、法定労働時間を差し引いた時間が月単位 100 時間、複数月平均 80 時間以内となることが認められること。

■ 「土日・祝日の地域クラブ活動指導までのポイント」

休日の部活動地域展開の地域クラブ活動での指導を希望する先生のために

2026年4月



「土日・祝日の地域クラブ活動指導までのポイント」

大崎市教育委員会

※詳細については、「大崎市部活動ガイドライン」(R8.3)「大崎市地域クラブ活動ガイドライン」(R8.4)を参照してください。

令和8年度から、休日の部活動地域展開が本格的にスタートするにあたり、学校の先生から問い合わせがありました。そこで、地域クラブ活動での指導を希望する先生方の動きについて整理しました。参考にしてください。

土日、祝日は主に地域クラブで指導したい場合の動き(社会教育活動)

1 地域クラブを立上げる場合

先生方も地域クラブを立ち上げることができます。

◎運営までの準備

- ① 地域クラブ設立
 - ・地域クラブ名の決定
 - ・地域クラブの規約作成
 - ・役員 ・会費
 - ・総会の開催等
- ② 指導者委嘱・謝金
- ③ 会員募集

- ④ 傷害保険(賠償保険)加入
- ⑤ 活動場所
- ⑥ 指導方針作成・説明
- ⑦ 加入生徒の学校との連携
- ⑧ 大崎市にエントリー
(他市町の生徒の入会も可)

その他(運営上便利になる)

- 学校開放施設利用団体登録
 - ・大崎市生涯学習課へ登録申請
 - ・施設利用申請は各学校へ直接提出
- スポーツ少年団登録
 - ・ネットで登録申請(日本スポ少)
 - ・市内各支部(各体育館)へ会費納入
 - ・日本スポ少、大崎市スポ少へ加入
(自動的に社会教育団体と同等の扱い)
 - ・市内各施設使用時に利用料減免あり
 - ・スポ少指導者資格取得義務あり

その他(立上げのポイント)

- 指導者の仲間と共に立上げる
 - ・一人だけでは限界があります。
相談しながら進めることが肝心。
- 一緒に立上げに参加してくれる保護者を見つける
 - ・中心になって運営を担ってくれる
保護者と共に進めるとスムーズ。

【注意点】

◎生きがいややりがいを求め
ての地域クラブでの指導であり、
「本務である学校の勤務に支
障がないこと。」が大切です。
無理しすぎることのないよう
にご注意下さい。

2 指導者として、活動中の地域クラブに参加する場合

◎謝金を受領する場合

- ① 「兼職兼業届け(営利企業等従事許可申請書)」を校長に提出する。(教育委員会教育総務課へ提出)
- ② 年間20万円以上の所得の場合…確定申告が必要。
- ③ 指導者傷害保険(賠償保険)に加入する。

◎謝金を受領しない場合

- ① 左記の①・②は提出しなくてよい。
- ② ③には加入する。

動きおよび内容

※お問い合わせは「大崎市教育委員会生涯学習課 学校部活動地域展開推進室」へ 電話0229-23-2213 eメール ed-shogaku@city.osaki.miyagi.jp



■ 資料・公式サイト等（国・県・市・関係機関等）

<p>◇大崎市公式ウェブサイト内「休日の学校部活動の地域展開」 https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kyoikuiinkaijimukyoku/shogaigakushuuka/18/index.html 大崎市における休日の学校部活動の地域展開に関する情報を掲載しています。 「大崎市における地域クラブ一覧」を掲載しています。 地域クラブのエントリーシートを掲載しています。（ダウンロード可）</p>	
<p>◇大崎市公式ウェブサイト内 大崎市立中・義務教育学校に係る部活動の方針「大崎市部活動ガイドライン」の改訂について https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kyoikuiinkaijimukyoku/gakkokoyoiuka/4/zenkokugakuryoku_1/10157.html 学校教育活動として行う大崎市の「学校部活動」のガイドラインが掲載されています。</p>	
<p>◇国のガイドライン 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月 文部科学省） https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf</p>	
<p>◇宮城県のガイドライン 「学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン第3版」（令和8年4月 宮城県・宮城県教育委員会） https://www.pref.miyagi.jp/documents/45778/gaidorain.pdf</p>	
<p>◇スポーツ庁ホームページ 部活動改革ポータルサイト～子供たちのスポーツ活動の充実に向けた未来への挑戦～ https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞ https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm</p>	
<p>◇文化庁ホームページ 文化部活動改革～部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備～（部活動改革ポータルサイト） https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html</p>	
<p>◇公益財団法人 スポーツ安全協会ホームページ http://www.sportsanzen.org/ 保険の情報等が掲載されています。</p>	
<p>【熱中症対策等の情報が掲載されています】 ◇環境省 熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/ ◇J S P O（公益財団法人 日本スポーツ協会）ウェブサイト内「熱中症を防ごう」 https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html</p>	
<p>◇みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンクシステム https://kirarinext.pref.miyagi.jp/ 「みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンクシステム」の情報が掲載されています。</p>	
<p>◇宮城県中学校体育連盟公式ホームページ内「地域クラブ活動関係者様へ」 https://miyagi-ctr.com/information/category/area/ 中体連関係の各種情報が掲載されています。</p>	

大崎市地域クラブ活動ガイドライン

令和8年6月発行

編集・発行

宮城県大崎市教育部生涯学習課 学校部活動地域展開推進室

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町 1-1

TEL0229-23-2213 / fax0229-23-1011

✉ed-shogaku@city.osaki.miyagi.jp